

国立大学法人奈良教育大学参与に関する規則

平成17年3月29日  
制 定

改正 平成24年 2月22日規則第17号

改正 平成27年 7月29日規則第39号

(設置)

第1条 国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号）第7条第1項第四号の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学（以下「本学」という。）に若干名の参与を置くことができる。

(職務)

第2条 参与は、学長が策定する本学の教育に関する重要な施策について学長に進言し、又は助言する。

(選任)

第3条 参与は、教育者の養成について高い識見を有する者のうちから学長が選任する。

(任期)

第4条 参与の任期は1年とし、再任を妨げない。

(服務)

第5条 参与は、非常勤とする。

(事務)

第6条 参与に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第17号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第39号）

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。